

新型コロナウイルスの急激な感染拡大を踏まえた機構独自の緊急抑制策について

期間：9月13日（月）から9月30日（木）まで

※終了時期は、政府の緊急事態宣言の終了時期に準ずる。

<一般的な感染予防策>

- 十分な対人距離の確保
- 手洗い・手指消毒の徹底
- マスクの着用
- 室内の換気

こうした感染予防策とともに、現在の急激な感染拡大を踏まえ、機構における独自対策として、以下を実施します。

<機構における独自対策>

（1）職場での対策

【会議・イベントの開催、執務室、休み時間等に関する対策】 ※引き続き実施。会議・イベントの開催は一部緩和。

- 会議・ミーティングは原則リモート。なお、同一会場に集まる人数は最大4人までとすることが望ましいが、十分な広さが確保され、参加者間の距離を2メートル以上に十分に保つ、仕切りをするなど万全の隔離と、サーキュレーターなどを利用しての常時換気の徹底が行われる場合は、会場の収容人数の10分の1程度又は4人以下のいずれかを上限とする。
- オンサイトのイベントを中止し、オンラインへ切り替える。
但し、大学院入学者選抜や職員採用面接など、機構のアクティビティの根幹に関わるイベントについては、感染症対策を十分に講じて実施。
その他、オンサイトで開催しないと不都合が生じるものがあれば、緊急事態等対策本部事務局に相談のこと。
相談の際には、事務局策定のイベント開催の基本方針を参照のこと。
https://stw.kek.jp/stpg/hso/files/2020/07/event_hosin.pdf
- 特に管理棟各課室など、密集したオフィス空間では、在宅勤務、時差出勤などによる実効的な滞在人員の抑制を図ると同時に、各人の間に仕切りを設けて、最低30分ごとに換気を行う。

- 昼食時等、食事中の会話は控え、黙食を徹底する。
- 複数の人が集まる会食は控える。

【出勤・出張等に関する対策】 ※引き続き実施。

- 緊急事態宣言発出地域のうち、茨城県以外の在住者（県をまたいで通勤する者）は、原則在宅勤務。茨城県内在住者は、出勤の7割以上の削減を目標に在宅勤務を実施。その他の地域在住者は、出勤の5割以上の削減を目標に在宅勤務を実施。在宅勤務の単位は半日も可とする。

在宅勤務の詳細は下記を参照。

<https://stw.kek.jp/stpg/jinji/telecommuting/>

※業務上やむを得ない場合は、所属長は出勤を命じることができる。

※所属長からの出勤命令に伴い、宿泊施設での宿泊を希望する場合は、次を参照のこと。（対象者に栃木県在住者を追加）

https://stw.kek.jp/stpg/hso/files/2020/07/Use_dormitories.pdf

- 緊急事態宣言発出地域への出張は、原則禁止（キャンパス間の往来を除く）。

【運動施設に関する対策】 ※引き続き実施

- つくばキャンパス運動施設は、期間中全面閉鎖（職員等も利用不可）。

【外来者の入構に関する対策】 ※引き続き実施

- コミュニケーションプラザの臨時休館、一般見学の受入中止。
 - 可能な限り、業者等外部者との打合せもリモートで実施。現場作業等の場合には、休憩時間を含み、十分な距離を取り、密にならないようにする。
- ※業務委託者等には、職員に準じた対応をお願いしたい。

(2) 職場外での対策 ※引き続き実施

政府から緊急事態宣言発出地域に出された要請に準じた行動が期待される。

- 家族、職場関係者以外との接触を極力控える。
- 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛。特に、20時以降の不要不急の外出自粛。
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は厳に控えること。
- 混雑している場所や時間を避けて行動すること。
- 混雑時の公共交通機関の利用は避ける。
- 他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は、極力控える。